

短期大学における学芸員養成課程の諸問題

—制度改革と社会からの要請のはざままで—

Some Issues of the Curator Training Course in a Junior College:
Between the Reform of the System and the Demand from Society

仲 田 佐和子*

Sawako Nakada

In 1982, Koriyama Women's College established the curatorial course in Department of Cultural studies and started training the assistant curators. Since that time, the educational environment has been significantly changed due to the revision of the Museum Act and the implementation regulation of that law. In addition, within the college, the advanced course was established in 2000 and some departments were reorganized in 2018. Even with these changes, Koriyama Women's College has continued the curatorial course and sent a lot of graduates into the museums in Fukushima. Based on the history of the last 30 years, the role of the curatorial training course in junior college will be discussed in this paper.

はじめに

郡山女子大学短期大学部文化学科は、1981(昭和56)年に本短期大学部では初めての人文系の学科として誕生した。栄養士や幼稚園教諭、保育士といった女性が多く就職している職業の資格ではなく、学芸員補、社会教育主事補、司書の資格取得を目指すことに、それまで地元に進学したいものの選択肢がなかった文系の女子高校生が、大きな希望を持って入学した。

福島県内では地域文化の担い手が要望され、1977(昭和52)年度より、各職種、各年齢層の指導者によって構成された「福島県文化を考える県民会議」が結成され、県知事に対していくつかの要望が提出された。特にこの中で県内各地における文化関係の指導者、例えば公民館活動を行う社会教育主事、図書館などで働く司書、博物館等の学芸員などの専門職員の不足があげられた。そしてこれら専門職員を県内各地に定着させ、活動してもらうため、地元で育てたいという要望が提出された¹⁾。文化学科は、この地方文化の担い手として地域の文化活動に貢献できる人材の育成をすることを目的に、同名の学科としては日本で初めて開設されたものである²⁾。

文化学科が開設された1980年代は「地方の時代」と言われ、それまでの東京一極集中から、

* 地域創成学科

地方を主役とした流れに変える機運が起こった時代であった。福島県においても、福島県立美術館(1984年)、福島県立博物館(1986年)の開館を前にしており、教員側もそれら文化施設に卒業生が何らかの形で関われることを期待したのである。

開設当初のカリキュラムは、歴史学、文化史、地方史研究法、美学、美術史、民俗学、考古学、文化人類学、地理学概論、社会教育概論、博物館学、図書館通論と短期大学の専門科目としてはかなり手厚いものであった。しかもその多くが通年の4単位であり、短大でありながらかなりじっくり学べていた印象がある。これら専門科目を基礎とし、学芸員補、社会教育主事補、司書のそれぞれの資格課程があったわけだが、この三つすべてに関わっていた科目が社会教育概論(生涯学習概論)であった。学芸員課程として必須の単位数は1単位であったが、社会教育主事課程があったことから、社会教育概論(生涯学習概論)は長く通年4単位であり、三つの資格課程と専門科目の両方にかかる学科の土台となる科目であった。

1990(平成2)年、社会教育審議会社会教育施設分科会報告「博物館の整備・運営の在り方について」において「博物館がこれから生涯学習時代において期待される役割を十分に果たし、利用者に“親しまれる”“開かれた”博物館として一層発展するため、その整備運営の在り方等をここにとりまとめた」と提言しているところであるが、文化学科においては学科開設当初から生涯学習を土台としており、このことが、長く学芸員課程が続いてきた一つの要因ともなっていると考えられる。

1、本学学芸員課程について(表1)

(1)1981年から1996年の学芸員課程

上述したとおり文化学科には三つの資格課程があったが、その三つの中でも学芸員補資格取得を希望する学生の割合が最も多い時期であった。それは、福島県立美術館、福島県立博物館の開館以外にも、三春町歴史民俗資料館(1983年)、郡山市立美術館(1992年)など、郡山市周辺の文化施設の増加が要因の一つとして考えられる。県だけではなく、市町村レベルでもこのような文化施設を望む社会状況により、短期大学で学んだことをそのようなところで活かせるかもしれないというイメージからだったと思われる。

もう一つの要因は、司書課程の必修科目が12科目・21単位で、そのうち卒業単位として換算される科目が2科目・6単位であるのに対して、学芸員課程の必修科目は5科目・10単位で、そのうち卒業単位として換算される科目が2科目ということから、学科のカリキュラムの中で最も得やすい資格であったと考えられたためと思われる³⁾。

短期大学における学芸員養成課程の諸問題

(表1) 文化学科、地域創成学科卒業生数及び学芸員補資格取得者数

卒業期	卒業年度	卒業生数	学芸員補取得	博物館展示実習	特記事項	
文化学科	1	1982(昭和57)年度	104	79		
	2	1983(昭和58)年度	105	68		
	3	1984(昭和59)年度	101	81		福島県立美術館開館
	4	1985(昭和60)年度	80	69		
	5	1986(昭和61)年度	58	40		福島県立博物館開館
	6	1987(昭和62)年度	71	50		
	7	1988(昭和63)年度	83	69		
	8	1989(平成元)年度	85	69		
	9	1990(平成2)年度	86	62		
	10	1991(平成3)年度	103	68		
	11	1992(平成4)年度	102	78		郡山市立美術館開館
	12	1993(平成5)年度	113	74		
	13	1994(平成6)年度	114	77		
	14	1995(平成7)年度	123	78		
	15	1996(平成8)年度	117	73		
	16	1997(平成9)年度	99	57		博物館法施行規則改正
	17	1998(平成10)年度	99	59		
	18	1999(平成11)年度	58	33		
	19	2000(平成12)年度	51	41		専攻科設置
	20	2001(平成13)年度	41	28		
	21	2002(平成14)年度	30	21		
	22	2003(平成15)年度	26	12		
	23	2004(平成16)年度	35	23		
	24	2005(平成17)年度	38	23		
	25	2006(平成18)年度	40	28		
	26	2007(平成19)年度	40	22		
	27	2008(平成20)年度	50	33		博物館法改正
	28	2009(平成21)年度	42	27		博物館法施行規則改正・学芸員課程カリキュラム変更
	29	2010(平成22)年度	25	14		
	30	2011(平成23)年度	30	19		
	31	2012(平成24)年度	21	12	学内展示計画	
	32	2013(平成25)年度	21	9	学内展示「発掘ガール」	
	33	2014(平成26)年度	22	12	福島県立博物館「冬の特集展 発掘ガール」	
	34	2015(平成27)年度	18	15	福島県文化財センター白河館(まほろん)「コラボ展まほろん&発掘ガール」	
	35	2016(平成28)年度	19	7	会津若松市歴史資料センターまなべこ「発掘ガール 笹山原遺跡の調査」	
	36	2017(平成29)年度	23	12	会津若松市歴史資料センターまなべこ「発掘ガール一心不乱」、学内展示「発掘ガール一心不乱リターンズ」	
	37	2018(平成30)年度	26	18	東北歴史博物館「はかせの研究室」、会津若松市歴史資料センターまなべこ、大安場史跡公園ガイダンス施設	文化財保護法改正
地域創成学科	1	2019(令和元)年度	61	13	会津若松市歴史資料センターまなべこ、大安場史跡公園ガイダンス施設	
		合計	2360	1426		

(2) 1997年から2008年の学芸員課程

1997年より博物館法施行規則の一部改正が行われ、本学科でもカリキュラムの変更が行われた。まず、それまでの必修科目5科目・10単位が8科目・12単位となった(表2)。

従来の博物館学・4単位が、博物館概論・2単位、博物館経営論・1単位、博物館資料論・2単位の計5単位に改められた。それに博物館情報論1単位が追加となった。その他の必修科目は、社会教育概論が生涯学習概論へ、教育原理が教育学概論へ、視聴覚教育が視聴覚教育メディア論へと科目変更があった。

この科目数、単位数増のためか、それまで在学生の約7割が学芸員課程を履修していたが、カリキュラム変更となった1997(平成9)年度から履修者が約6割に減ってきた。

さらに1999(平成11)年度からは入学生数がそれまでの80名から100名前後の約6割に減少してしまったことは、大きな変化であった。

しかし、2000(平成12)年度には専攻科が設置され、短大卒業後の2年間の学びから「学士」を取得することにより、学芸員補から学芸員の資格が取れることになった。このことから、意欲的な学生は専攻科進学を目指し、より専門性を深めることで学芸員としての職に就く目標もできたのである。2020年現在、2名の修了生がそれぞれ複数の埋蔵文化財財団や博物館の臨時、嘱託学芸員を経験した後、自治体の正規の学芸員となり活躍していることは大変喜ばしいことである。

(3) 2009年から2018年の学芸員課程

2008年の博物館法改正に伴い、大学・短大における新しい学芸員養成カリキュラムは2012

(表2) 学芸員カリキュラムの変遷

1955年施行

	科目名	単位数
1	社会教育概論	1単位
2	博物館学	4単位
3	視聴覚教育	1単位
4	教育原理	1単位
5	博物館実習	3単位

(5科目・10単位)

1997年施行

	科目名	単位数
1	生涯学習概論	1単位
2	博物館概論	2単位
3	博物館経営論	1単位
4	博物館資料論	2単位
5	博物館情報論	1単位
6	視聴覚教育メディア論	1単位
7	教育学概論	1単位
8	博物館実習	3単位

(8科目・12単位)

2009年施行

	科目名	単位数
1	生涯学習概論	2単位
2	博物館概論	2単位
3	博物館経営論	2単位
4	博物館資料論	2単位
5	博物館資料保存論	2単位
6	博物館展示論	2単位
7	博物館情報・メディア論	2単位
8	博物館教育論	2単位
9	博物館実習	3単位

(9科目・19単位)

年より全面的に実施されることとなった。必修科目は8科目・12単位から9科目・19単位となった(表2)。変更点は、生涯学習概論と博物館経営論がそれぞれ1単位ずつ増えて2単位になった。また、博物館資料保存論・2単位、博物館展示論・2単位、博物館教育論・2単位の3科目が新たに加わった。さらに、博物館情報論・1単位と視聴覚教育メディア論・1単位が、博物館情報・メディア論・2単位となった。

このカリキュラム改編の大きなポイントは「高度な専門性を有する質の高い学芸員養成」にあった。学芸員に求められる専門性とは、①資料及びその専門分野に必要な知識及び研究能力(研究)、②資料に関する収集・保管・展示等の実践技術(資料)、③資料等を介して、あるいは来館者との直接的な対話等において高いコミュニケーション能力を有し、地域課題の解決に寄与する教育活動等を展開できる能力(教育)、④住民ニーズの的確な把握と住民参画の促進、これに応える事業等の企画・立案から評価、改善まで、一連の博物館活動を運営管理できる能力(管理)、以上四つの領域に整理される。これに対する新設科目が「博物館展示論」「博物館資料保存論」「博物館教育論」であり、文化学科においてはそれぞれⅢ期、Ⅳ期に開講されていた。

新カリキュラムにおける科目、単位増は、短大においては負担が大きく、専門科目の履修や他の資格関係科目との両立が難しくなってくることも考えられた。しかし、文化学科の専門科目には地域文化や生涯学習の骨組みが備わっており、それらを基礎として学生たちは新設科目を前向きに学んでいたと言える⁴⁾。

さらにこのⅢ期、Ⅳ期開講の新設科目を受講するうえでのモチベーションとなっていたのが、2013(平成25)年度から「博物館実習」の授業で始めた展示実習「発掘ガール」展であったと思われる。

2011(平成23)年の東日本大震災前までの「博物館実習」の授業では、開成山大神宮のご協力をいただき、境内の石碑の拓本実習を行っていた。しかし、原発事故による放射線量の問題から、屋外での拓本実習が難しくなってしまったのである。ちょうど2012年4月からのカリキュラム改編を前に「博物館実習」の授業を全面的に計画し直すきっかけになったとも言える。

この新カリキュラムによる科目、単位増は、学生にとっては幅広く博物館についての知識を得ることになった。しかしながら一方で学芸員補として博物館等の施設で働く場合の求められるスキルは多様である。実際、就職している卒業生からの話では、来館者の対応、接遇、展示においてはポスター制作などの展示補助作業、また体験学習補助などを行っているとのこと、多様な来館者に対してわかりやすく解説したり、教育普及活動に関した業務が多いことがわかってきた。

このような業務をスムーズに行える能力を身につけるには、資料収集、展示、教育普及、展示解説を学芸員課程の中に組み込んでいく必要があった。旧カリキュラムの「博物館実習」で

も、資料収集法としての拓本実習、展示企画実施を想定した企画展示案とポスター制作、図録制作を想定した写真撮影実習を行ってきたが、これらはそれぞれの博物館資料の取り扱い技術を断片的に学ぶことに留まっていた。これらを一連のものとして「博物館実習」をより実践的なものにする必要があった。

そこで、実践力のある学芸員補養成のため、本学の特色を活かした授業を計画した。すなわち、短大としては珍しい考古学発掘実習をもとに、資料収集、整理、報告、企画、展示という博物館の一連の作業を含んだ実践的な授業計画である。

文化学科では「考古学実習」として2000年から会津若松市笹山原遺跡No.16の発掘調査を継続して行っていた。学芸員課程のカリキュラム改編時にはすでに10年以上の調査成果があり、遺跡の全体像もわかってきていた。出土した資料はもちろんのこと、参加した学生たちの記録も膨大な量が蓄積されていたのである。これらの資料と女子学生の発掘をテーマに展示を計画、実践することを「博物館実習」の授業計画としたのである。

この授業計画による初年度2012(平成24)年度は結果的には学内展示計画に留まってしまった。しかし、ロゴマークやキャラクターの制作、体験学習として土器パズルの制作、また学生から提案があった地層断面剥ぎ取りを実際に行うことができたことは、その後につながる大きな成果となった。

二年目の2013(平成25)年度は、本学講堂ギャラリーにおいて初の学内展示が実現した。

三年目の2014(平成26)年度に、福島県立博物館において初めて学外展示が実現した。「考古学実習」を行っている笹山原遺跡と同じ会津若松市に所在していることから、遺跡地権者や地区の方々にも発掘成果を博物館展示によって知っていただきたいということからだった。しかし、福島県立博物館の企画展示室は広く、本当にできるのか大きな不安を抱えていた。そのため、もみじ会での展示と講堂ギャラリーでの学内展示の二回実施し、さらに学内展示を福島県立博物館学芸員に実際見ていただき意見交換を行った。博物館側からは「女子大生らしさがない」と指摘された。これはその後も毎年頭を悩ませることになるのだが、社会が期待する「女子大生らしさ」と当事者(学生)の意識と気づきのずれがあるところである⁵⁾。

2015(平成27)年度は、前年の福島県立博物館での展示をご覧いただいた福島県文化財センター白河館(まほろん)学芸員からお声かけいただき「コラボ展まほろん&発掘ガール」を開催することができた。

さらに2016(平成28)年度からは会津若松市歴史資料センター(まなべこ)で継続して「発掘ガール」展を実施させていただいている。

2017(平成29)年度は会津若松市歴史資料センター(まなべこ)での展示の後、講堂展示ギャラリーにおいても学内展示を実施した。

2018(平成30)年度は、初めて県外の東北歴史博物館(宮城県多賀城市)で実施した。東北歴

史博物館夏期特別展「タイムスリップ！縄文時代」において、大学での縄文時代研究を紹介する「はかせの研究室」のコーナー展示であった。夏休み中の子どもたちの記憶に残る展示のコンセプトの一つとして、研究を身近に感じてもらうことをねらいとした。

加えてこの年から大安場史跡公園ガイダンス施設での展示も実施させていただいている。2016(平成28)年度から継続している会津若松市歴史資料センター(まなべこ)でも実施したため、三つの学外展示となりとても欲張った年となったが、学生たちは文化学科最後の学年として非常に意欲的に頑張ってくれた。

(4)2019年からの学芸員課程

2018年に地域創成学科が誕生し1期生を迎えた。「文化・歴史系」「アート&デザイン系」「ビジネス・情報系」の3学系を融合したカリキュラムとなり、旧文化学科のカリキュラムと比べると、どうしても文系専門科目は少なくなってしまった。加えて、履修単位がすべて卒業単位として認められるため、学芸員課程必修科目である9科目・19単位に変わりはないが、本学の学芸員課程の土台となるはずの歴史系科目の履修を推奨することが、なかなか浸透しない状況となってしまった。多様な興味、関心のある学生たちであり、新学科としても付加価値のある人材の育成を目指していることもあり、どうしても旧文化学科のようにはいかないのである。たとえば学芸員課程を履修していても「アート&デザイン系」科目を主に履修し、制作に力を入れている学生はそちらの科目に時間をとりたいのは当然である。しかし、視点を変えると旧文化学科にはいなかった特徴を持った学生であり、それを活かした「博物館実習」ができたことも事実である。

地域創成学科1期生が2年生に進級した2019(令和元)年度が新学科となって初めての「博物館実習」であった。この年も会津若松市歴史資料センター(まなべこ)と大安場史跡公園ガイダンス施設で展示を実施させていただいた。前年までと大きく変わったことは、ポスターのレベルが上がったことである。やはりデザインやCGの知識と技術が加わった成果だと思われる。

そして、大安場史跡公園ガイダンス施設での展示は地域創成学科必修科目「地域創成プロジェクト演習」の「歴史遺産を活用した地域創成プロジェクト」班の学生たちが行き、「博物館実習」で学んだことと地域連携活動の融合を目指した。展示だけではなく、大安場史跡公園のイベント「秋の古墳まつり」に合わせて、体験学習勾玉づくりの補助と学生展示解説をやらせていただいたことは初めての試みであった。

2020(令和2)年度はあいにくのコロナ禍であるが、前年度同様、会津若松市歴史資料センター(まなべこ)と大安場史跡公園ガイダンス施設で展示をさせていただけることとなった。

2、「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」報告書について

学芸員課程カリキュラム改編のきっかけとなった、「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」による『新しい時代の博物館制度の在り方について』（2007年6月）報告書と『学芸員養成の充実方策について』（2009年2月）報告書についてまとめてみたい。

『新しい時代の博物館制度の在り方について』（以下『2007年報告書』）では、今後の学芸員制度に求められるものの第一に「専門性」をあげている。また、博物館を「新たな公共を担う拠点」と位置づけ、博物館には教育サービスの充実が必要であるとも論じている。また博物館が「組織や地域の枠を越えて互いに連携協力」していくことで、教育サービスの向上を図るべきであるとしている。このため、これからの学芸員は「専門分野に関する幅広い知識のみならず、教育能力やコミュニケーション能力、経営能力がますます重要な資質・能力」となることを強調している。さらに、学芸員の専門性とは、博物館での実務経験等により継続的、段階的に向上するものであり「実務経験を学芸員養成制度に明確に位置づけることも必要である」と述べている。

『2007年報告書』を受け『学芸員養成の充実方策について』（以下『2009年報告書』）では、大学において修得すべき「博物館に関する科目」の見直しが提言された。『2007年報告書』の中で学芸員に求められるものは「専門性」であるとしたが「現行の大学における学芸員養成教育では、現代社会の変化やニーズに対応できず、博物館の求める学芸員の養成の場として機能していないとの指摘もある」とし、学芸員の資質向上のためには「博物館に関する科目」の拡充であるとし、総単位数をそれまでの12単位以上から19単位以上とし、内容を精選し科目を整理した。

「博物館に関する科目」の基本的な考え方としては、「大学における学芸員養成教育を“博物館のよき理解者・支援者の養成の場”と位置づけるのではなく、学芸員として必要な専門的な知識・技術を身につけるための入口として位置づけることが必要である」と述べている。しかし一方で「現場における即戦力につながる技能養成は、大学学部レベルでは困難である」とし、「学部では、汎用性のある基礎的な知識(=Museum Basics)の習得を徹底する」必要があると述べている。そのうえで、「学芸員資格取得者数と実際の博物館における採用者数に大きな懸隔がある」ことも認め、「高度な専門性を有する質の高い学芸員養成」は「社会的に博物館活動に対する理解や支援の向上が図られれば、博物館における学芸員等の採用が増加することも期待される」とし、「大学における学芸員養成教育が、結果的な効果として“博物館のよき理解者・支援者の養成”につながることもありうる」と述べている。

さらに1996(平成8)年の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告において「学芸員の資格を有しながら、博物館に勤務していない人が相当いる。博物館活動の充実や生涯学習の観点から、その専門的な知識・能力を博物館の諸活動への協力はもとより、地域の様々な学習活動や

事業等への支援のために積極的に活用することは有意義であり、そのための方策を推進していくことも重要である」と提言していることを引用している。つまりここからも、高い専門性を養成することを目指す、その成果は「博物館のよき理解者・支援者」の養成としても活用されるということであろう。

3、学芸員制度と本学が抱える課題

学芸員課程カリキュラム改編のきっかけとなった『2007年報告書』及び『2009年報告書』から、学芸員養成は高度な専門性と、幅広い業務をこなせるコミュニケーション能力の高い人材養成という二つの側面がある。それが短大の学芸員補となると、より問題は多い。

(1) 学芸員補としての就職について

短大卒業で得られる資格は「学芸員補」であるが、2020(令和2)年3月に公表された「平成30年度社会教育統計」(表3)によると、2018(平成30)年度の博物館及び博物館類似施設に配置されている学芸員の総数は8,403人、学芸員補の総数は992人である。3年前(2015年)の調査と比較すると、博物館学芸員と博物館類似施設学芸員及び学芸員補はそれぞれ微増しているが、博物館の学芸員補が7.6%減少している。専任の割合は博物館学芸員補が52.2%、博物館類似施設学芸員補が31.4%である。また、女性の割合が博物館学芸員補が54.0%、博物館類似施設学芸員補が64.3%と、どちらも半数以上を占めている。

(表3) 指導系職員の状況

「平成30年度社会教育統計」

施設等区分 指導者等区分	博物館		博物館類似施設	
	学芸員	学芸員補	学芸員	学芸員補
平成27年度	4,738	725	3,038	285
平成30年度	5,025	670	3,378	322
増減数	287	△55	295	37
伸び率(%)	6.1	△7.6	9.6	13.0
職員数に占める割合	24.6%	3.3%	11.1%	1.1%
うち専任	3,237	350	1,212	101
専任の割合	64.4%	52.2%	35.9%	31.4%
うち女性	2,329	362	1,535	207
女性の割合	46.3%	54.0%	45.4%	64.3%

この報告と同様に、本学卒業生が学芸員補の資格を活かして博物館解説員等で就職する場合も、ほとんどが臨時職、嘱託職で就業年限も定められている場合が多い。博物館での経験を活かして次の職場を探そうとしても、再び不安定な臨時職、嘱託職という場合が少なくない。

2012年度から全面的に実施されたカリキュラム改編の意図は「高度な専門性を有する質の高い学芸員養成」であったと先に述べたが、その四つのポイントである「研究」「資料」「教育」「管理」を挙げたとき、本学学芸員課程は「資料(資料に関する収集・保管・展示等の実践技術)」及び「教育(資料等を介して、あるいは来館者との直接的な対話等において高いコミュニケーション能力を有し、地域課題の解決に寄与する教育活動等を展開できる能力)」に強みを発揮できるのではないかと考えられる。すなわち、「考古学実習」と連動させた「博物館実習」の一連の展示実習と、「地域創成プロジェクト演習」での地域連携活動の経験であり、本学の特色を活かした実践的な教育であると考えられる。それらを基礎として卒業生は博物館等に就職し、そこでの実務をとおして専門性を培っているのではないと思われる。

(2) 博物館に求められるものと本学学芸員課程

2017(平成29)年3月に公表された、公益財団法人日本博物館協会「平成25年度 日本の博物館総合調査報告書」によると、館として最も力を入れている活動は「展示」であるとの回答が62.2%と最も多い。次いで「教育普及活動」17.3%、「収集保存活動」10.0%、「調査研究活動」6.8%となっている。

入館者を増やすための取り組みについては、「広報活動の増強」76.0%、「特別展の積極的な開催」61.3%、「学校との連携強化」60.4%、「講座や講演会等教育普及活動の積極的な実施」59.3%となっている。

このように「教育普及活動」を重視する館は多いものの、教育普及活動を担当する「組織も担当者もなし」との回答が45.9%と、専門もしくは兼担の組織が整備されている館はまれであり、「組織はないが担当職員はいる」館も3割程度にとどまっている。

生涯学習としての多様で主体的な学びの場である博物館において、教育普及活動は今後ますます重要になってくるものと思われるが、現実はなかなかそうはいかない。学習指導要領との連動や総合的な学習から、博物館と学校との連携も進みつつあるところではあるが、そのコーディネートをする博物館側の担当者がまだまだ少ないことも上記の報告書からわかることである。そのようなミュージアムエデュケーターとしての役割を本学卒業生が担ってくれるようになることを大いに期待するところである。利用者の要望を丁寧に対話をとおして汲み取る姿勢や柔軟な対応は、地域住民、地域社会へのサービス提供を充実させることであり、それは本学学芸員課程で学んだ者の強みであると考えられるからである。

おわりに

1981年の本学学芸員課程開設から30数年を概観し、その間の博物館法改正、博物館法施行規則改正に伴うカリキュラム変更と短期大学が置かれた教育環境の変化、卒業生の進路について考えてきた。

博物館法施行規則改正は、学芸員の専門性の高度化を求める内容もあったが、生涯学習社会においては高度化だけでは立ち行かない。多様な学習者に対して、学びの機会と求めに応じた情報の提供が必要である。博物館のよき理解者として、博物館と学習者をつなぐ役割こそが短期大学における学芸員養成課程に求められることではないだろうか。こう考えられるのは、本学学芸員課程が学問の専門性のみ偏ることなく、生涯学習の視点を土台としてきたことが大きいのではないと思われる。学生は学芸員課程のみでなく、多くは司書課程(旧文化学科のときは社会教育主事課程)も学び、ともに生涯学習施設として利用者、学習者にサービスを提供するという共通点を学びとっている。それに加えて幅広い専門科目から選択して履修することで、そこから得た知識や技術が在学中にはそれぞれのつながりがわからなかったとしても、卒業後の実務や経験により広がりのある柔軟な力を身につけていく。そのことが、地域の文化施設において役立つ人材となっているのではないだろうか。

また今年度は、県内外の博物館施設に例年6月初旬より一週間程度お世話になっている博物館学外実習を、このコロナ禍の状況においても時期を後ろ倒しにしつつも行っていただいていることは感謝に堪えない。これも30年以上にわたり培ってきた地元博物館との信頼関係であり、また様々な場所と形で関わってくれている卒業生のおかげであると思っている。

短期大学そのものの数が減少し、また学芸員課程を置く大学、短大も減っている状況ではあるが、地域の博物館と連携し今後も地域に必要とされる学芸員補の育成を目指していきたい。

註

- 1) 柳田俊雄「短大における学芸員課程について—過去7年間の郡山女子大学短期大学部文化学科の事例から—」全国大学博物館学講座協議会『研究紀要 創刊号』43-44頁、1989年
- 2) 学校法人郡山開成学園「創立四十周年学園史」72頁、1986年
- 3) 桑野聡・仲田佐和子「短大における学芸員課程の諸問題—郡山女子大学短期大学部の事例から—」全国大学博物館学講座協議会『研究紀要 第6号』1-13頁、2000年
- 4) 仲田佐和子「学芸員課程カリキュラム改編について」郡山女子大学短期大学部文化学科『文化学科(資格課程)報告集 第15集』64-65頁、2013年
- 5) 會田容弘・桑野聡・仲田佐和子「博物館実習実質化の試み—福島県立博物館冬の特集展 発掘ガール—」郡山女子大学短期大学部文化学科『文化学科(資格課程)報告集 第18集』2-15頁、2016年

